

令和5年度 社会福祉法人栗東市社会福祉協議会事業計画

1. 基本方針

令和2年2月から国内で蔓延してきた新型コロナウイルスの完全な終息は見えないものの、ここに来てようやく落ち着いてきました。コロナ禍による休業等の収入減少に伴う生活福祉資金特例貸付は令和4年9月末で終了し、本会では令和2年3月末の同制度開始から約2,600件、約9億8,600万円の貸付対応を行い、当初に貸付した方を対象として令和5年1月からは償還が開始されました。しかし貸付後も生活面が好転しない、あるいは償還自体が困難な世帯などについての相談、支援に対して中長期的に取り組んでいく必要があります。

また、ロシアのウクライナへの侵攻などに起因した経済停滞・物価高騰は社会、人々の生活面に更なる大きな影響をもたらしており、特に貸付世帯の中にはコロナ禍以前から生計が厳しい状況であった、あるいは複合的な課題を抱えていたというケースも少なくありません。

ひきこもりやヤングケアラーといった課題も顕在化しつつあるとともに、コロナ禍においては地域での人と人との繋がりが弱まるなど、様々な要因から生活課題が浮き彫りになっています。今後は地域福祉活動、地域コミュニティを再度繋いでいくことが必要です。

様々な要因から生活上の困りごとが拡大している中、諸課題への取り組みが必要ですが、このような状況であるからこそ、繋がりがや個々に寄り添った相談・支援といった地域福祉の重要性と必要性が求められています。

本会においては、これらの課題も盛り込んだ「第3次栗東市地域福祉活動計画」を令和4年度に策定し、本年度から令和9年度迄の計画期間である5年間に亘り取り組みを行います。本計画は福祉課題とそれに対する目標や取り組み内容をまとめたものです。

コロナ終息を見据えながら、支える側と支えられる側という関係にとどまらず、お互い世代や分野を超えてつながり、それぞれ役割や生きがいを持ち、地域や社会を創る「地域共生社会」の実現を目指すべく、同計画の基本理念である「つながろう つなげよう 安心のまち りっとう」に基づき、行政の「第4期栗東市地域福祉計画」と連携し、住民の皆様の参画と協働により様々な事業に取り組めます。

2. 重点目標

(1)※ 第3次地域福祉活動計画の推進(地域福祉活動の推進)

※ 令和5年度から5年間で期間とする第3次栗東市地域福祉活動計画の推進を行います。

計画の推進(地域福祉の実践)については、行政の第4期栗東市地域福祉計画と連携・協働しながら行うとともに、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)を地域福祉の主体者として住民や団体、組織の参加と協働により、事業や活動を展開します。

住民等の自発的な取り組みを活発化させるため、ボランティア市民活動センターの運営を通じて、よりよい地域づくりに努めるとともに、特に介護支援活動「栗東市いきいき活動ポイント事業」により地域福祉の推進とともに支援が必要な高齢者等への対応を図ります。

また、地域福祉推進にあたり、各老人福祉センター(やすらぎの家、ゆうあいの家、なごやかセンター)を学区単位の有効な拠点として位置づけ、地域福祉活動センターとしての機能を十分発揮した取り組みを実施します。

(2)※ 地域共生社会の実現に向け、生活支援体制整備事業の推進

地域の高齢者を中心とした支え合い活動などの体制整備の推進役として、第2層である各中学校区に生活支援コーディネーター(「地域ささえあい推進員」)をそれぞれ配置し、地域主体の取り組みの支援を進め、今年度は5年目となります。

※ 地域包括支援センターなどの関係機関と連携を図りながら、地域の活動者の活動支援、活動者同士が交流できる機会づくり、活動者が必要な情報等の収集・整理・発信を行います。

(3)※ 生活困窮者自立支援事業の実施

生活困窮者自立支援として生活福祉資金等に関する相談や家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業、生活困窮者就労準備事業の実施により、生活困窮者支援や就労支援を行い、生活課題へのトータルサポート的な取り組みを行います。

※ 令和5年1月よりコロナ特例貸付の償還が開始され、償還あるいは世帯状況による償還免除や生活上の相談にあたります。

※ また、栗東ロータリークラブ・栗東ライオンズクラブ・栗東青年会議所をはじめとする各団体や個人のサポートによる「栗東生活支援協議会」について、引き続き取り組みを行います。

(4)介護予防関連事業の実施

高齢化の進行に伴い、介護予防の取り組みが重要性を増しています。各老人福祉センターにおいて、利用者の体力増進や介護予防を目的として、生活指導員や健康運動指導士による介護予防に役立つ事業、あるいは、ひだまりの家において隣保館デイサービス事業を積極的に展開します。

※ また、地域福祉担当職員とともに、老人福祉センター職員が地域ささえあい推進員として、地域のふれあいサロンや、ふれあい出前講座などを通じて住民の集う場へ出向く他、老人福祉センターにおいても介護予防の重要性を啓発して実践につながる支援をします。

(5)介護保険事業・障がい福祉サービス事業・地域支援事業等の実施

老人福祉センター等を拠点として、介護保険事業等(居宅介護支援事業、訪問介護事業、通所介護事業、居宅介護事業、身体障がい者・児デイサービス事業、特定相談支援事業等)を実施します。特に、高齢者や障がい者とその家族の日常生活の心配ごとに対応し、各種サービスを有効に利用してもらうようにするなど、身近なところで気軽に相談できる体制を目指します。

また、要支援の方が対象となる地域支援事業についても引き続き通所介護事業及び訪問

介護事業により対応します。

※ なお、介護保険事業についてはコロナ禍や家族・利用者の施設系サービスへの志向の変化により令和2年度から同事業の収入面に影響が出ています。様々な動向に注視しながら、運営を行います。

3. 具体的推進事業

(1) 会務の運営

- 理事会・評議員会・監事会・正副会長会(管理者会議)等の定期開催
- 人事管理、労務管理及び職員の業務ストレス軽減対応(ストレスチェックの実施)
- 職員研修の開催及び他機関開催の研修会への参加(一般研修・専門研修、人権・同和問題研修等、人材の育成)
- 第三者委員会の開催、第三者委員による福祉サービスに関する相談・苦情受付

(2) 住民啓発・情報提供の推進

地域福祉活動をはじめ、社会福祉に関する情報を提供し、福祉のまちづくりに寄与します。

- 広報紙やホームページ(※ ブログやLINE等、ソーシャルメディアの積極的活用)、各事業所等からの「たより」による福祉情報の発信
- ふれあい出前講座の実施
- 「ボランティアなごやかまつり」の開催
- 「第51回栗東市社会福祉大会」の開催

(3) 地域福祉活動の推進

※ 第3次栗東市地域福祉活動計画(令和5年度～9年度)に基づき、地域福祉の推進に努める。

※○地域共生社会の実現に向け、生活支援体制整備事業の実施(第2層、各中学校区における生活支援コーディネーター(本会では「地域ささえあい推進員」の名称で活動)の取り組み。

「地域ささえあい推進員」を含む、本会職員を中学校区単位での分担(担当制)により、3中学校区の地域包括支援センター、地域のサロンや関係機関等と連携・協働をしながら地域福祉の推進に努めます。

※○地域に出向き、住民主体の福祉活動や地域ニーズ、社会資源の把握、情報提供

※○市民、地域の福祉関係団体、専門機関等、関係者間の情報共有

※○コロナ禍後における地域福祉活動推進の支援と情報発信

※○「withコロナの地域活動」の紹介ならびに、地域での展開支援。

◆生活支援コーディネーター（「地域ささえあい推進員」）

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者。

※○ひきこもり等に関する啓発や取組（居場所づくりの推進と孤立をさせない地域づくり）

- ・ひきこもり、ヤングケアラー等に関する正しい理解の為の啓発。
- ・ひきこもり問題に精通した講師の指導により、ひきこもり支援の栗東モデルを構想。
- ・同じ悩みや思いを持つ人同士が繋がれる場づくりと、情報共有。これを基にしたアウトリーチによる実態把握、相談支援に繋げる。
- ・子どもの居場所（フリースペース）づくり推進として、当会の運営する学習支援や学童保育事業、老人福祉センター事業との連携を図りつつ、不登校の子どもの居場所づくり、子ども食堂交流会の開催を進めていく。

○コミュニティソーシャルワーカーによる活動

◆コミュニティソーシャルワーカー

地域福祉のための専門職の一つで、略称CSW。地域福祉コーディネーターともいいます。地域において要援護者などに対し、見守りや相談に応じる個別支援、人間関係や生活環境面に関する地域支援を果たすと同時に、住民の地域自立生活を支援するための公的制度のあり方を提案します。

○小地域における地域づくり、「ふれあいきいきサロン活動」等の相談・支援、地域懇談会等の実施（地域福祉課題の把握）

○サロン交流会の開催

○ふれあい出前講座の実施（再掲）

○介護支援活動「栗東市いきいき活動ポイント事業」の実施

○「つながろう つなげよう」の視点から各学区地域振興協議会と協力した担い手や仕組みづくりに関する研修会や地域活動に向けた協議への職員の参画と事業等開催に対する「地域福祉活動支援助成事業」の実施

○ボランティア市民活動センター事業との連携

○小・中学校等における福祉体験学習の支援

○防災訓練、職員研修

○車椅子貸出事業

○ふれあいサロンへのレクリエーション用具の貸出

○各組織の事務局的役割

- ・栗東市民生委員児童委員協議会連合会

- ・栗東市介護者の会
- ・栗東市心身障がい児・者レクリエーションスポーツ大会
- ・栗東地区障がい者事業所連絡協議会
- ・滋賀県共同募金会栗東市共同募金委員会
- 子ども食堂等への関わり
- 市内の子ども食堂の支援及び同事業関連会議・交流会の支援を行う。

(4) ボランティア市民活動センターの運営

地域やまちづくり、福祉、環境、文化等の様々な分野における自主的・社会的活動の普及および育成並びに市内などにおけるボランティア・市民活動の推進と支援を図ります。

- ボランティア活動・市民活動に関する各事業の実施、ボランティアの育成と活動支援
 - 相談・登録・調整・紹介事業（コーディネート）、啓発事業、人材育成事業、交流の場の提供事業、活動団体支援、ボランティア活動保険等加入事務
 - ※○高齢者(独居・高齢者世帯)の生活面の支援にかかるボランティアの育成、研修(生活上のちょっとした困りごと(ゴミ出し等)に対応するボランティアの育成(研修の実施))
 - ※○市民や災害ボランティアに向けた防災に関する講座の開催、養成と登録推進
 - 介護支援活動「栗東市いきいき活動ポイント事業」の実施(再掲)
 - ※○ボランティア間の交流会開催による新たなボランティアグループの創設、所属グループの活性化。
 - ※○ボランティア同士で「ちょっと集う場」情報交換会の開催
 - ・ボランティア同士でちょっと話せる場の設定やボランティア活動を楽しく継続できるようボランティアコーディネーターによる情報提供、助言。
 - 小・中学校等における福祉体験学習の支援(再掲)
 - 「ボランティアなごやかまつり」の開催(再掲)
 - ※○ボランティア連絡会の立ち上げ

(5) 生活困窮者自立支援事業への取り組み

- 家計改善支援事業
- 子どもの学習・生活支援事業(中学生・高校生を対象とした「べんきょう会」・居場所づくり、市内2カ所で実施)
- 生活福祉資金・緊急つなぎ資金の相談
 - ◆緊急つなぎ資金貸付事業…市内在住及び住民登録をしている低所得世帯で、生活維持のための緊急且つ一時的に貸付を行うことにより自立が望める方が貸付対象。

※○コロナ特例貸付者への今後の支援、相談対応(フォローアップ支援) (滋賀県社協からの委託部分含む)

・令和2年3月末の同貸付制度開始から本会では約2,600件、約9億8,600万円の貸付を行った。これを通して、潜在化していた課題(特に非正規雇用の方の労働や雇用状況の脆さ)、外国籍の方の悩み、ひきこもり(8050問題等)、子どもに関する悩み等)、様々な年代や本会とこれまでつながりのなかった方々の課題が見えてくることもあり、生活に困窮されている方がいかに多いということが浮き彫りとなり、今後の支援の在り方を考えるきっかけとなった。

※ 同貸付は令和4年9月末をもって終了し、令和5年1月より順次償還が開始となっているが、同貸付をもっても生活状況が改善せず、償還が困難なケースについて、償還免除や今後の生活にかかる相談支援、包括的な支援体制構築の一端を担うべく、県社協、行政等とともに、特例貸付利用者に対するフォローアップ支援を行う。

○緊急食糧等提供事業や「栗東くらしの応援便」事業、フードパントリー(善意銀行や「生活支援協議会」等、協力物資の活用)

○栗東ロータリークラブや関係機関との協働による「栗東生活支援協議会」において、生活困窮者自立支援の取り組み。(「栗東市未来をつなぐ市民活動応援事業団体」として登録)

(6) 相談機能の充実・強化

住民が直面している各種相談・生活課題に適宜応えていくために、相談体制の充実・強化を図ります。

○総合相談事業(法律相談・司法書士相談・税金相談・行政書士相談)

○家計改善支援事業の実施(再掲)

○生活福祉資金貸付の相談、

※ ○コロナ特例資金貸付償還、今後の生活面等に関する相談(再掲)

○本会緊急つなぎ資金貸付事業の相談(再掲)

(7) 地域福祉権利擁護事業の実施

軽度の認知症高齢者、知的障がい・精神障がいのある方で判断能力に不安がある場合に、福祉サービスの利用手続きや、利用料の支払い、日常的な金銭管理等の援助を行います。また、成年後見制度の啓発・周知を必要な方が適切に利用できるよう支援します。

(8) 介護予防事業の実施

自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防事業を実施します。

- 老人福祉センターでの健康・予防指導および介護予防指導
- ひだまりの家における隣保館デイサービス事業

(9)介護保険事業・障がい者支援事業・地域支援事業等の実施

学区単位での効率的・効果的な介護サービスを一体的に提供するために、通所介護事業等を老人福祉センターに拠点を置いて実施します。

- 居宅介護支援事業
- 訪問介護事業
- 通所介護事業

※：コロナ禍であったことから利用控えの他、利用者の高齢化、家族の意識の変化等に伴い、住み慣れた自宅や地域での介護から、施設やサービス付き高齢者住宅等への入所を前提においた介護が増えつつあります。

利用意向が回復するまで、当面の間、通所介護事業の一日あたりの利用定員及び介護職員数(常勤換算数)の見直しを行います。また、要支援者の入浴料の徴収を行います。

- 居宅介護事業
- 同行援護事業
- 身体・知的障がい者(児)デイサービス事業
- 特定相談支援事業
- 要支援の方を対象に地域支援事業として、訪問介護事業及び通所介護事業での対応。
また、通所介護事業において総合事業利用者が利用限度日数を超えての利用について対応(全額自己負担)。
- 要支援の方を対象に地域支援事業として、訪問介護事業及び通所介護事業での対応。

(10)老人福祉センターの運営管理(やすらぎの家・ゆうあいの家・なごやかセンターを指定管理により運営、令和元年度～5年度)

老人福祉センターを拠点として、住みなれた地域での生活を維持するために、地域福祉充実の一環として事業を展開します。

- 指定管理に基づく運営
- 地域の拠点「地域福祉活動センター」としての役割強化
 - ・社協各部署や関係機関と連携しながら、出前講座(軽体操、レクリエーション、介護予防教室など)を積極的に行い、地域の福祉活動の支援、地域の課題・ニーズの収集を行い、地域との連携を図る。
- 各老人福祉センターにおいて利用者会議の開催(事業等についての意見や評価)
- 世代間交流事業の実施

- 巡回バスの運行
- 啓発・利用の促進
 - ・広報やホームページ(ブログの活用)、各団体への呼び掛けと啓発チラシの配布。
- 地域福祉活動の推進
- ※ ○児童館、近隣幼稚園・保育園、学童保育、ボランティアなど、コロナ禍により連携が取りにくくなった団体との連携の強化(交流事業等)。
- ※ ○地域に出向き、地域活動への協力を行いながら地域福祉活動の活性化に協力するとともに地域住民の方々への利用促進を行う。
- ※ ○令和5年度で指定管理期間が満了となることから、令和6年度からの指定管理更新に向けての検討・申請等準備。

(11)学童保育所事業(指定管理により運営、令和4年度～8年度)

放課後に保護者の養育が受けられない小学生児童に対し、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行い、児童の健全な育成に努めます。

- 指定管理者制度による学童保育所10カ所の運営管理
- 子どもに関わる指導員の資質向上のため、学習会や研修会の実施

(12)活動財源の確保

- 社協会員への加入依頼、一般会費・賛助会費・サポート会費の協力依頼と住民啓発
- 善意銀行事業
- ※ ○つながり銀行…善意銀行において、当会事業で活用しきれない量の食糧や大型物品の寄付を、市内福祉団体に情報提供して、善意を無駄にすることなく活用することを目的とした事業。
- ※ ○経費の削減、財政分析・管理、予算執行状況の検証、中長期財政等経営に関する検討

(13)その他、地域福祉を推進するための活動

- 共同募金運動の推進(栗東市共同募金委員会として共同募金・歳末たすけあい募金運動への取り組み、各募金を財源とした地域福祉活動の支援)
- 共同募金委員会募金運動検討委員会・審査委員会・助成金交付式の開催